

【提出期限 平成22年8月31日(火)】

企業ID

本調査は、環境省が統計法にもとづいて調査を行うものであり、統計以外に使用することはありませんので、ありのままご記入ください。

環境にやさしい企業行動調査 調査票

調査実施者 環境省(総合環境政策局環境経済課)
調査請負機関 株式会社サーパーバイササーチセンター(社会情報部)

この調査は、環境省が平成3年度から実施しているものであり、企業における環境配慮行動について把握するために、東京、大阪及び名古屋証券取引所1都及び2部上場企業と、従業員500人以上の非上場企業・団体を対象に実施するものです。

この調査は、我が国における企業の環境配慮行動に関する全般的な状況を、継続的に把握するための重要な調査です。昨年度の調査結果は、環境省のホームページに全文を掲載しています(<http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigy/index.html>)。今年度の調査結果につきましてはも集計の後、調査概要版として取りまとめのうえ発表させていただきますとともに、全文を環境省ホームページに掲載することを考えておりますので、よろしく御協力の程をお願い申し上げます。

御多用中のご迷惑に恐縮ですが、調査票は平成22年8月31日(火)までに御回答下さいませますようお願い申し上げます。

なお、調査票の問い合わせ窓口は、株式会社サーパーバイササーチセンター(電話番号:0120-223-898)へお願いいたします【受付時間 10:00~12:00、13:00~18:00(土日・祝日を除く)】。

【記入時の注意事項】

- 1) 選択項目では該当するもの1つ(あるいは複数回答可の設問は該当するもの全て)を選び、この調査票の回答欄の番号に直接○を付けて下さい。
- 2) 選択項目のうち、「その他」を選んだ場合には、必要に応じて内容をご記入ください。
- 3) 本調査の対象把握期間は平成21年度です。回答にあたっては、特段の指示がない限り、平成22年3月31日現在の状況にてお願いいたします。

1. 貴組織の概要について

1. 組織名				
2. 業種	(巻末の表1より、最も当てはまる番号を1つ選んで下さい)			
3. 本店所在地	〒			
4. 資本金	百万円	5. 従業員(※)	人	
6. 直近売上高(実績)	百万円(平成 年 月決算)			
7. 回答者所属部署				
8. 回答者氏名及び連絡先	氏名	(内線 Eメール)		
	TEL			
	FAX			

※ 従業員には嘱託、パート、派遣社員を含みます。

2. 環境に関する取組状況等について

2-1. 貴組織では企業の環境への取組と企業活動のあり方についてどう思われますか。1つ選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。

1	ビジネスチャンスである	
2	企業の社会的責任(CSR、社会貢献を含む)の一つである	
3	法制等をクリアするレベルでよい	
4	今後の業績を左右する重要な戦略の一つとして取り組んでいる	
5	環境への取組と企業活動は関連がないと考えている	
6	その他:()	⇒問2-2へお進みください。

2-2. 貴組織では環境に関する経営方針を制定していますか。1つ選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。

1	制定している	
2	制定に向けて現在検討している	
3	制定することは現在のところ検討していない	⇒問2-3へお進みください。

2-3. 貴組織では、環境に関する具体的な目標(個別の取組項目に関する目標だけでなく、環境に関する取組全般を対象とした目標も含む)を設定していますか。1つ選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。

1	設定している	⇒問2-4へお進みください。
2	設定に向けて現在検討している	
3	設定することは現在のところ検討していない	⇒問2-5へお進みください。

2-4. 貴組織では環境安全に関してどのような取組を実施していますか。当てはまるものを全て選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。(取組実績)
また、実施している取組(取組実績に○)のうち、具体的な目標(例:「廃棄物削減のためリサイクルに努める」など、定性的な目標も含む)を設定しているものに○を付けて下さい。(目標設定)

取組実績	目標設定
1 →	1 二酸化炭素排出量削減
2 →	2 「クール・ビズ」運動の実施
3 →	3 「ウォーム・ビズ」運動の実施
4 →	4 駐車時のアイドリングストップ、交通渋滞に起因した安全な低速走行等エコドライブの普及・推進
5 →	5 1~4以外の温室効果ガス(メタン、一酸化二窒素、代替フロン等3ガス)の排出量の削減に資する取組の実施
6 →	6 オゾン層破壊物質(CFC、HCFC、ハロン等)の削減・排出削減
7 →	7 大気汚染物質(NOx、SOx、PM、VOC等)や水質汚濁物質(BOD、窒素、磷(りん)等)の排出抑制
8 →	8 事業所における化学物質の使用量及び排出量の削減
9 →	9 製品中の有害化学物質の削減
10 →	10 騒音・振動の低減

取組実績	→	目標設定
11	→	11 悪臭の低減
12	→	12 省エネルギー、省資源の推進
13	→	13 オフィスにおける廃棄物（一般廃棄物）の発生抑制、リサイクルの推進
14	→	14 産業廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進
15	→	15 廃製品、容器包装等の回収、リサイクルの推進
16	→	16 再生資源の原材料としての利用
17	→	17 印刷、コピー、事務用品等の削減
18	→	18 環境安全のための技術の開発や環境安全型商品などの開発、販売
19	→	19 社内の環境管理体制の整備
20	→	20 従業員に対する環境教育の実施（公害防止のほか、地球温暖化問題など環境問題全般の教育研修を含む）
21	→	21 会社施設への見学者及び出前授業等の実施による学校や地域住民等に対する環境教育
22	→	22 ヒートアイランド対策（建築物の緑化、敷地の保水性舗装等）
23	→	23 環境に配慮した設備の実施
24	→	24 上記1～23までの取組のいずれかについて環境に関する市民団体（NPO、NGO、市民グループ等）と連携して行っている
25	→	25 その他：（ ）
26	→	特に取組は行っていない

⇒問2-5へお進みください。

2-5. 貴組織で把握している環境負荷データはどのようなものですか。当てはまるものを全て選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。

1	総エネルギー投入量
2	総物質投入量
3	紙（コピー用紙、コンピューター用紙等）の使用量
4	水資源投入量
5	温室効果ガス排出量
6	化学物質排出量・移動量
7	廃棄物等総排出量
8	廃棄物最終処分量
9	総排水量
10	自動車排出ガス中の大気汚染物質（窒素化合物、粒子状物質等）の排出量
11	その他の環境負荷データ：（ ）
12	把握していない

⇒問2-6へお進みください。

2-6. 貴組織では、環境安全に取り組みのための部署又は担当者をお選びいただけますか。1つ選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。

1	環境安全に取り組みのための部署を設置している (CSR担当部署において環境への取組を行っている場合を含む)
2	環境安全に取り組みのための部署は設置していないが、専任の担当者を置いている
3	専任ではなく兼任の担当者を置いている
4	専任、兼任に問わず担当者を設置していない
5	その他：（ ）

⇒問2-7へお進みください。

2-7. 貴組織では、大学等で環境系学部にて在籍していたことや、環境に関する研究を行っていたことを理由とした採用を行っていますか。1つ選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。

1	採用を行っている
2	定期的ではないが、採用を行っている
3	今後採用を考えている
4	採用は行っていない

⇒問3-1へお進みください。

3. 環境マネジメントシステム等の監査、認証等について

3-1. 貴組織では、環境マネジメントシステム（※）の国際規格「ISO14001規格」の認証についてどのような状況にありますか（される予定ですか）。1つ選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。

1	全社（全事業所）において既に認証を取得した
2	一部の事業所で認証を取得した
3	今後認証を取得する予定である
4	ISO規格に基づくシステムを構築した（構築する予定である）が、認証を取得するつもりはない
5	ISO規格以外に、環境マネジメントシステムを構築した（構築する予定である）
6	ISO規格等に関心はない

⇒問3-2へお進みください。

※環境マネジメントシステムとは、事業者が自主的に環境安全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための仕組み、環境マネジメントシステムにはISO（国際標準化機構）が策定したISO14001のほか、環境省が策定した中小事業者向けのエコアクション21、地域版の環境マネジメントシステムのKES等がある。

3-2. 貴組織では、ISO14001規格の認証取得によりどのような効果がありましたか。当てはまるものを全て選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。

1	省資源・省エネルギー等によりコストの削減につながった
2	環境に関する目標管理を徹底するようになり、環境負荷低減につながった
3	社員の意識統一が図られ、環境への意識の向上につながった
4	内部、外部のコミュニケーションが円滑に図られるようになった
5	対外的な信用が向上した
6	組織のブランド価値が向上した
7	認証にかかる費用の割にはメリットがなかった
8	その他：（ ）

⇒問3-3へお進みください。

3-3. 貴組織では、環境報告書、ホームページ等による総合的な情報提供以外に、個々の製品やサービスの環境に関する情報提供をどのように行っていますか。当てはまるものを全て選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。

1	第三者機関の認定を受け、環境に関するマークを、製品やパンフレット等に表示
2	自ら制定した環境に関するマークや宣言を、製品やパンフレット等に表示
3	第三者機関の取組を受け、環境に関する情報を数値（データ）で製品やパンフレット等に表示
4	自ら評価を行い、環境に関する情報を数値（データ）で製品やパンフレット等に表示
5	製品やサービスの環境に関する情報提供の実施に向けて現在検討している
6	MSDS（化学物質等安全データシート）を提供している
7	取引先や関連組織（グループ）にのみ情報を提供している
8	その他：（ ）
9	製品やサービスの環境に関する情報提供を行っていない

⇒問4-1へお進みください。

4. 子会社、取引先との関係について

4-1. 貴組織では、子会社（出資比率50%超）に対して自社の環境方針と合致するような環境配慮の取組に関する指導又は要請をしていますか。1つ選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。

1	実施している
2	主要な子会社のみ実施している
3	実施に向けて現在検討している
4	実施することは現在のところ考えていない
5	子会社はない

⇒問4-2へお進みください。

4-2. 貴組織では、取引先（請負業者、納入業者等）の選定に当たり、どのような環境に関する選定基準を設けていますか。当てはまるものを全て選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。

1	ISO14001の認証取得を条件とした環境に関する選定基準を設けている
2	環境報告書の作成を条件とした環境に関する選定基準を設けている
3	エコアクション2.1（※）の実施を条件とした選定基準を設けている
4	地方自治体等が策定した地域版の環境マネジメントシステム等の実施を条件とした選定基準を設けている
5	独自に策定した環境マネジメントシステムの実施を条件とした選定基準を設けている
6	環境マネジメントシステムとまでは言えないが、選定基準として環境に関する何らかの条件を設けている
7	その他の基準：（ ）
8	環境に関する選定基準は設けていないが考慮している
9	今後考慮する予定である
10	現在のところ考慮する予定はない

⇒問4-3へお進みください。

※環境省が、中小事業者等における環境マネジメントシステムの構築・運用、環境コミュニケーションの促進のために策定したガイドラインです。なお、本ガイドラインを活用して、財団法人地球環境戦略研究機関 持続性センターによる認証・登録制度が平成16年10月より実施されています。

4-3. 貴組織では、どのように環境配慮を考慮した原材料等、物品・サービス等の選定（グリーン購入）をしていますか。1つ選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。

1	環境に関する購入ガイドライン又は購入リスト等を作成し、選定している
2	業界団体等で作成した環境に関する購入ガイドライン又は購入リスト等を活用し、選定している
3	環境に関する購入ガイドラインや購入リスト等は活用していないが、環境配慮を考慮して選定している。（リサイクル品の積極的な使用等を含む）
4	環境配慮を考慮した選定の実施に向けて現在検討している
5	その他：（ ）
6	環境配慮を考慮した選定を実施することは現在のところ検討していない

⇒問5-1へお進みください。

5. 環境会計について

5-1. 貴組織では環境会計（※）を導入していますか。1つ選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。

1	既に導入している	⇒問5-2へお進みください。
2	導入に向けて現在検討している	
3	導入は現在のところ検討していない	⇒問6-1へお進みください。
4	環境会計自体を知らない	

※企業等が、社会との良好な関係を築きつつ環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限りの定量的（貨幣単位又は物量単位）に測定する仕組み。この中でも、企業の廃棄物削減と生産性向上に着目したものをマテリアルフローコスト会計という。

5-2. 貴組織で導入している環境会計において集計している項目に全て○を付けて下さい。

1	環境保全コスト	
2	環境保全効果（物量）	⇒問5-3へお進みください。
3	環境保全効果に係る経済効果（金額）	

5-3. 貴組織では環境会計情報をどのように利用されていますか。当てはまるものを全て選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。

1	環境保全効果の支出額の管理に利用している
2	環境保全投資の決定に際しての投資効果分析に利用している
3	環境に関する予算の策定に利用している
4	環境保全コストと環境負荷低減効果との費用対効果の分析に利用している
5	社内での環境担当役員等への報告のために利用している
6	社内での従業員等に対する研修や環境教育に利用している
7	広く一般に対する環境情報の開示のために利用している
8	取引先（親会社等の関係会社を含む）、金融機関等に対する環境情報の提供のために利用している
9	その他：（ ）

⇒問6-1へお進みください。

6. 環境に関する情報開示、コミュニケーションについて

6-1. 平成 17 年 4 月から施行されている「環境情報の提供等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）」※をご存知ですか。また、環境配慮促進法において、特定事業者を求めた国等に対する環境報告書の作成・公表の義務だけでなく、地方公共団体、並びにいわゆる大企業についても、環境報告書の作成に努める旨定められていることをご存じですか。1 つ選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。

1	存在及びその内容について知っている	⇒問6-2へお進みください。
2	存在は知っているが、その内容は知らない	
3	存在を知らなかった	

※環境配慮促進法とは、事業者と様々な関係者との間の重要なコミュニケーション手段である環境報告書の普及促進、信頼性向上のための制度的枠組みを整備し、環境報告書を社会全体として積極的に活用していくことで、事業者の積極的な環境配慮の取組を促進するための条件整備を行おうとするものです。

6-2. 貴組織では、環境に関するデータ、取組等の情報を公開していますか。1 つ選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。

1	一般に情報を公開している	⇒問6-3へお進みください。
2	特定の取引先、金融機関等一部を対象として情報を公開している	
3	情報の公開はしていない	

6-3. 貴組織における環境に関する情報公開の目的は何ですか。当てはまるものを全て選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。

1	情報提供等の社会的な説明責任を果たすために公開している	⇒問6-4へお進みください。
2	利害関係者とのコミュニケーションのために公開している	
3	環境に関する取組のPRのために公開している	
4	環境に関する社員等への教育のために公開している	
5	その他：（ ）	

6-4. 貴組織での公開情報の内容はどのようなものですか。当てはまるものを全て選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。

1	環境に関する経営方針	⇒問6-5へお進みください。
2	温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等3ガス）の排出量	
3	事業活動に伴う環境負荷（NOx、SOx、PM、VOC、BOD等の排出量）	
4	廃棄物の発生量	
5	化学物質の使用量	
6	PRTR制度に基づく対象化学物質の排出量（化学物質排出把握管理促進法）※	
7	環境に関する目標	
8	環境に関する具体的な行動計画	
9	環境に関する具体的な取組の状況	
10	環境会計	
11	環境監査等の結果	
12	環境に関する事故、苦情、法令違反等の状況	
13	グリーン購入の実施状況	
14	販売・提供する製品・サービス等の環境配慮に関する状況（環境負荷のデータ等）	
15	その他：（ ）	

※化学物質排出把握管理促進法：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

6-5. 貴組織では、温室効果ガスの排出量について情報の公開等を行っていますか。当てはまるものを全て選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。

1	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく温室効果ガス排出算定・報告・公表制度により国に報告している	⇒問6-6へお進みください。
2	地方公共団体が制定する温暖化防止条例等に基づき報告・公表している	
3	環境報告書において公開を行っている	
4	環境報告書とは別に環境に関するパンフレット等により公開している	
5	有価証券報告書、営業報告書の一部に記載している	
6	アナウンスメントに記載している	
7	組織のホームページに掲載する等インターネットにより情報提供している	
8	その他：（ ）	
9	情報の公開を行っていない	

6-6. 貴組織では環境報告書（※）を作成・公表していますか。1 つ選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。

1	環境報告書を作成・公表している	⇒問6-7へお進みください。
2	CSR報告書、持続可能性報告書等の一部として作成している	
3	環境報告書を来年（度）は作成・公表予定である	
4	CSR報告書、持続可能性報告書等の一部として来年（度）は作成・公表予定である	
5	作成していない	⇒問7-1へお進みください。

※環境報告書とは、事業活動における環境配慮の方針、目標を明らかにし、取組内容・実績及びそのための組織体制・システム等、自らの事業活動に伴う環境負荷の状況及び事業活動における環境配慮の取組状況を、環境報告書の一般的報告原則に則り総合的・体系的に取りまとめ、広く社会に対して定期的に公表・報告するものを行います。【出典：環境報告ガイドライン（2007年度版）より要約】

6-7. 貴組織では、環境報告書をどのような媒体で公表していますか。1 つ選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。

1	冊子（印刷物）のみ	⇒問6-8へお進みください。
2	冊子及びホームページ	
3	ホームページのみ	
4	その他：（ ）	

6-8. 貴組織では、どのような利害関係者に環境報告書（冊子・印刷物）を配布していますか。当てはまるものを全て選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。

1	消費者、生活者	⇒問6-9へお進みください。
2	株主、金融機関、投資家	
3	仕入・販売等の取引先	
4	学識経験者、環境NGO・NPO	
5	事業所の近隣住民	
6	行政機関	
7	役員、従業員及びその家族	
8	積極的な配布はしていないが要求があれば提供している	
9	その他：（ ）	

6-9. 環境報告書の信頼性を高める手段としてどのような審査を受けていますか。当てはまるものを全て選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。

1	作成部署とは別の部署による内部審査を実施している	⇒問6-10へお進みください。
2	第三者機関等による審査を受けている	
3	内部審査の実施に向けて現在検討している。	
4	第三者機関等による審査の受審に向けて現在検討している	
5	審査ではないが、第三者機関・有識者からのコメントを受けている	
6	その他（ ）	
7	内部審査や第三者機関等による審査を受ける予定はない	

6-10. 貴組織が受けている第三者審査の概要はどのようなものですか。当てはまるものを全て選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。

1	環境報告書に記載した情報の正確性の審査（集計プロセスの正確性を含む）	⇒問6-11へお進みください。
2	環境報告書に記載した情報の所定のガイドライン等への準拠性の審査	
3	環境に関する成熟度そのものの妥当性の評価	
4	環境報告書または環境に関する取組全般に対して意見、感想等を述べてもらう	
5	その他：（ ）	

6-11. 貴組織では内部審査又は第三者審査以外に環境報告書の記載内容の信頼性確保のためにどのような取り組みをしていますか。当てはまるものを全て選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。

1	環境報告書の作成に係る内部管理の徹底	⇒問7-1へお進みください。
2	内部監査基準や環境報告書作成の基準等の公開	
3	双方向コミュニケーション手法の組み込	
4	NGO、NPOとの連携による環境報告書の作成	
5	社会的に普及している環境報告書作成の基準やガイドラインへの準拠	
6	その他：（ ）	
7	信頼性確保のための取組組み込みしていない	

6-12. 貴組織で環境に関するデータ、取組等の情報の公開をしていないのはどのような理由からですか。当てはまるものを全て選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。

1	コストがかかるため	⇒問7-1へお進みください。
2	人材が確保できないため	
3	行政や国民などとは業務上の関係がない（稀薄な）ため	
4	公開する必要性がないため	
5	公開できるだけ情報が収集できていないため（現在整備中の場合を含む）	
6	公開すべき情報がわからないため	
7	その他：（ ）	

7. 環境ビジネスについて

7-1. 貴組織では、環境ビジネス（※）をどのように位置付けていますか。1つ選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。

1	既に事業展開をしている、又はサービス・商品等の提供を行っている	⇒問7-2へお進みください。
2	今後、事業展開をする、又はサービス・商品等の提供を始める予定がある	
3	現状では何もしていないが、今後取り組む予定	
4	今後も取り組む予定はない	
5	よくわからぬ	

※ここで、環境ビジネスとは、環境保全に資する技術、製品、サービス等を提供するビジネスのことを指します。

7-2. 今後、貴組織での環境ビジネスの進展において、どのような問題が考えられますか。当てはまるものを全て選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。

1	それぞれの分野についての市場規模が分からないこと	⇒問7-3へお進みください。
2	現状の市場規模では採算が合わないこと	
3	消費者やユーザーの高齢・関心がまだ低いこと	
4	開発や販路に当たっての国等の支援が十分でないこと	
5	関連する情報が十分に入手できないこと	
6	製品・技術の環境保全が果に、消費者やユーザーに信頼してもらえないこと	
7	技術開発も設備、人材等の経営資源の追加的な投資を考えると、リスクが高いこと	
8	アイデアやノウハウはあるが、経営資源に余裕がないこと	
9	組織内でアイデアやノウハウが不足していること	
10	その他：（ ）	
11	特に問題はない	

7-3. 環境ビジネスの進展のために行政にどのような支援を望みますか。当てはまるものを全て選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。

1	環境ビジネスに関する情報の提供（成功事例や市場の見通しなど）	⇒問8-1へお進みください。
2	行政による環境ビジネスに関する相談窓口の設置	
3	秘制面での働きかけ	
4	税制優遇	
5	低利融資等の融資制度の拡充	
6	新たな市場づくり	
7	環境ビジネスの客制化補助制度の確立	
8	消費者・ユーザーの意識向上のための啓発活動	
9	環境ビジネスのためのネットワークづくり	
10	その他：（ ）	

8. 地球温暖化防止対策について

8-1. 貴組織では、環境に対する経営方針あるいは事業活動の中で、地球温暖化防止への取組について、どのような位置付け、取組んでいますか。1つ選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。

1	地球温暖化防止の取組に関する方針を定め、取組を行っている	⇒問8-2へお進みください。
2	地球温暖化防止の取組に関する方針を定めていないが、取組は行っていない	
3	地球温暖化防止の取組に関する方針は定めていないが、取組は行っている	
4	地球温暖化防止の取組に関する方針は定めておらず、取組も行っていない	

8-2. 「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、事業者や国民は環境負荷の低減に向けた行動をまず、自主的かつ積極的に進めるべきものとされており、事業者はその事業活動に対し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画を策定し、公表するように努めなければならないと規定されています。この規定に対して、貴組織ではどのような対応をされていますか。1つ選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。

1	法の規定に基づいて、計画を作成し公表している（数値目標を掲げている）	⇒問8-3へお進みください。
2	法の規定に基づいて、計画を作成し公表している（数値目標は掲げていない）	
3	法の規定に基づいて、計画を作成しているが公表はしていない	
4	法の規定に基づいた計画の作成に向けて現在検討している	
5	計画を作成する予定はない	
6	そのような法律があることを知らなかった	
7	その他：（ ）	

8-3. 地球温暖化を防止するために、地球温暖化対策税（環境税）※の導入を図るとの考え方について、どのように思われますか。1つ選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。

1	地球温暖化対策税（環境税）の導入に賛成（又はやむを得ないと思う）	⇒問8-5へお進みください。
2	内容次第ではあるが、どちらかといえば地球温暖化対策税（環境税）の導入に賛成	
3	内容次第ではあるが、どちらかといえば地球温暖化対策税（環境税）の導入に反対	⇒問8-4へお進みください。
4	地球温暖化対策税（環境税）の導入に反対	
5	わからない	⇒問8-5へお進みください。
6	その他：（ ）	

※この地球温暖化対策税（環境税）は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出又は石油、石炭などの化石燃料の消費などに課税するものであり、特定の案を想定するものではありません。

8-4. 地球温暖化対策税（環境税）の導入に反対と考える理由はどのようなものですか。最も当てはまるものを1つ選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。

1	我が国の経済成長を圧迫する恐れがあるため	⇒問8-5へお進みください。
2	自社の経営を圧迫する恐れがあるため	
3	自主的取組だけで十分であると思うため	
4	排出量等を直接規制する措置を活用すべきであると思うため	
5	政府の温暖化対策予算は十分であると考えられるため	
6	政府の温暖化対策予算は他の財源から手当てすべきであると考えられるため	
7	使い途がはっきりしないため	
8	生産設備が海外流出する恐れがあるため	
9	温暖化防止の効果がないと考えられるため	
10	その他：（ ）	

8-5. 仮に地球温暖化対策税（環境税）が導入される場合には、どのような内容又は条件が満たされることが最低限必要と考えますか。最も当てはまるものを1つ選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。

1	過度に企業の経営や経済成長を圧迫しない税率であること	⇒問8-6へお進みください。
2	エネルギー多消費産業に軽減措置を設けるなど、業種毎に過度に負担が偏らないようにすること	
3	温暖化対策について努力をしている企業には、減免を認める仕組みがあること	
4	産業部門だけでなく、民生部門（家庭、商業、オフィスビル等）も例外なく対象とすること	
5	地球温暖化対策税（環境税）の税収による増収分で、他の税の減税や社会保障の引き下げ等が行われること	
6	地球温暖化対策税（環境税）の税収を企業の温暖化防止のための投資等の補助金として用いること	
7	その他の条件：（ ）	
8	内容又は条件に関わらず地球温暖化対策税（環境税）の導入には反対である	
9	わからない	

8-6. 仮に地球温暖化対策税（環境税）が導入される場合には、税収はどのように使うべきと考えますか。1つ選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。

1	一般財源とするべきである	⇒問8-7へお進みください。
2	温暖化対策（植林等を含めて社会全体に還元される）のために使うべきである	
3	温暖化対策の中でも特に企業向けの省エネルギー投資の促進のために使うべきである	
4	減税又は社会保険負担の軽減などの対策に使うべきである	
5	その他の使途：（ ）	
6	税収の使途に関わらず地球温暖化対策税（環境税）の導入には反対である	
7	わからない	

8-7. 地球温暖化を防止するために、「国内排出量取引制度」(※)の導入を図るとの考え方について、どのよう
に思われますか。1つ選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。

1	国内排出量取引制度の導入に賛成	⇒問8-9へお進みください。
2	内容次第ではあるが、どちらかといえば国内排出量取引制度の導入に賛成	
3	内容次第ではあるが、どちらかといえば国内排出量取引制度の導入に反対	⇒問8-8へお進みください。
4	国内排出量取引制度の導入に反対	
5	国内排出量取引制度の内容が不明確であるため、賛成でも反対でもない	
6	その他：()	⇒問8-9へお進みください。

※ここでの「国内排出量取引制度」とは、温室効果ガス排出枠の交付総量を設定した上で、排出枠を個々の主体に配分するとともに、他の主体との排出枠の取引や京都メカニズムの活用を認めること等を内容とするものです。

8-8. 国内排出量取引制度の導入に反対と考える理由はどのようなものですか。最も当てはまるものを1つ選
んで選択肢の番号に○を付けて下さい。

1	我が国の経済成長を圧迫する恐れがあるため	
2	自社の経営を圧迫する恐れがあるため	
3	自主的取組だけでは十分であると思うため	
4	規制的な措置を活用すべきであると思うため	⇒問8-9へお進みください。
5	排出量の割当方法が不明確であるため	
6	温暖化防止の効果がないと考えるため	
7	その他：()	

8-9. 仮に国内排出量取引制度が導入される場合には、どのような内容又は条件が満たされることが最低限必
要と考えますか。最も当てはまるものを1つ選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。

1	我が国だけでなく、他の先進国も協同して国内排出量取引制度を導入することにより、先進国間での競争力の低下を招かないこと	
2	国際排出量取引が行われる国際市場とのリンクがあり、国際市場における排出枠の購入・売却が可能であること	
3	過度に企業の経営や経済成長を圧迫しないこと	
4	自主的参加で、排出量の枠の設定に当たり企業の裁量が認められること	
5	エネルギー多消費産業の排出枠の交付に配慮するなど、業種毎に過度に負担が偏らないようにすること	
6	産業部門だけでなく、民生部門(家庭、商業、オフィスビル等)も例外なく制度の対象とすること	
7	その他の条件：()	
8	内容又は条件に際からず国内排出量取引制度の導入には反対である	
9	わからない	

⇒問8-10へお進みください。

8-10. 貴組織では、カーボン・オフセット(以下「オフセット」)に取り組んでいきますか。最も当てはまるもの
を1つ選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。

1	取り組んでいる。	
2	今後実施する予定である	
3	今後も取り組む予定はない	⇒問8-11へお進みください。
4	わからない	

※カーボン・オフセットとは、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的に排出削減努力を行った上で、削減困難な排出量について、他の場所での排出削減・吸収量等(クレジット)を購入することなどにより埋め合わせ(オフセット)することを行います。
クレジットとしては、気候変動枠組条約の京都議定書に基づいて発行される京都メカニズムクレジット、環境省が平成17年から実施している自主参加型国内排出量取引制度(JVETS)で用いられる排出枠や、平成20年から日本国内のプロジェクトにおいて実証した温室効果ガスの排出削減・吸収量を、環境省が認証するオフセット・クレジット(J-VER)、ほかにも海外における様々なクレジットなどがあげられます。

8-11. 貴組織では、カーボン・オフセット(以下「オフセット」)にどのように取り組んでいきますか。最も当
てはまるものを1つ選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。

1	商品製造・使用時やサービス利用時に排出される温室効果ガス排出量をオフセット	
2	会議・イベント開催に伴って排出される温室効果ガス排出量をオフセット	
3	自らの活動に伴って排出される温室効果ガス排出量をオフセット	
4	京都メカニズムクレジットの購入によるオフセット	
5	オフセット・クレジット(J-VER)の購入によるオフセット	
6	自主参加型排出量取引制度(JVETS)の排出枠の購入によるオフセット	
7	海外のVER(京都議定書、EU域外排出量取引制度等の法的拘束力をもった制度に基づいて発行されるクレジット以外のクレジット)の購入によるオフセット	
8	その他：()	

⇒問8-12へお進みください。

8-12. 貴組織で今後オフセットの取り組みを行うにあたり、行政にどのような支援を望みますか。当てはまる
ものを全て選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。

1	オフセットに関する相談支援	
2	消費者の意識向上のための啓発活動	
3	先進的なオフセットの取組事例の紹介	
4	購入可能なクレジットの情報提供	
5	クレジット購入仲介業者の情報提供	
6	地球温暖化対策推進法等、法令に基づく報告制度への位置づけ	
7	クレジット購入費用等の税制面での優遇措置等経済的なインセンティブ付与	
8	会計・財務処理方法の明確化	
9	グリーン調達項目へのオフセット商品の導入	
10	その他：()	

⇒問9-1へお進みください。

9. 生物多様性の保全について

【アンケート回答対照表】
表1：業種選択一覧表（1ページ 設問1-2に係わる業種）

9-1. 貴組織では、生物多様性（※）の保全への取組と企業活動のあり方についてどう思われますか。1つ選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。

1	自社の企業活動と大いに関連があり、重要視している
2	自社の企業活動との関連はあるが、それほど重要視していない
3	生物多様性は重要ではあるが、自社の企業活動との関連性は低いと考えている
4	その他：（ ）

※生物多様性とは、地球上の全ての生物の間に違いがあることをい、この生物多様性のもたらす恵みによって私たちのいのちを支えられれています。企業は原料調達や運送情報の取組、事業所の設置などを通して生物多様性の恩恵を受け、また影響を与えています。2006年には、生物多様性条約締結国会議において民間参画に関する決議がなされ、我が国の「第三次生物多様性国家戦略」の中にも、企業の果たす役割の重要性について記載されています。

9-2. 貴組織では、環境に対する経営方針あるいは事業活動の中で、生物多様性の保全への取組について、どのように位置付け、取り組んでいますか。1つ選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。

1	生物多様性保全の取組に関する方針を定め、取組を行っている
2	生物多様性保全の取組に関する方針は定めていないが、取組は行っている
3	生物多様性保全の取組に関する方針を定めているが、取組は行っていない
4	生物多様性保全の取組に関する方針は定めておらず、取組も行っていない

9-3. 貴組織では生物多様性の保全に関してどのような取組を実施していますか。当てはまるものを全て選んで選択肢の番号に○を付けて下さい。

1	事業所内に生息する代表的な動植物の生息・生育状況について調査し、把握している (希少種、絶滅危惧種に関する調査を含む)
2	事業計画を策定する際に、自社の事業活動が生態系や野生生物に及ぼす影響について調査し、評価している
3	生物多様性の保全を目的として土地を所有、貸借または管理している
4	生物多様性の保全に資する製品やサービスを提供している
5	過度の捕獲・採集など、生物多様性に多大な悪影響を及ぼし生産された原材料を使用しないよう配慮している
6	荒廃地への植林やサンゴ礁の再生、絶滅が危惧される野生生物の保護など、人間活動により攪乱された自然環境の保護や修復に取り組んでいる
7	放置された人工林や埋理山など、人間活動の低下により生物多様性が低下した自然環境を管理し、生物多様性の確保に取り組んでいる
8	原材料の調達など当たって動植物の移動による生態系の攪乱が引き起こされないよう配慮している。 (例：パラスト水の処理、生産過程での仔米種利用の促進など)
9	その他：（ ）

⇒以上でアンケートは終わりです。御協力ありがとうございました。

選択番号	業種	選択番号	業種
1	建設業	31	卸売業、小売業
2	1 総合工事業 (06)	32	その他の卸売業 (55)
3	2 専門工事業 (07)	33	各種商品小売業 (56)
4	3 設備工事業 (08)	34	衣服・飲食料・機械器具小売業 (57, 58, 59)
5	4 食料品・飲料・たばこ・飼料製造業 (09, 10)	35	その他の小売業 (60, 61)
6	5 繊維工業 (11)	36	銀行業 (62)
7	6 木材・家具・木製品製造業 (12, 13)	37	金融商品取引業、商品先物取引業 (65)
8	7 パルプ・紙・紙加工品製造業 (14)	38	保険業 (67)
9	8 印刷・関連業 (15)	39	その他 (63, 64, 66)
10	9 化学工業 (16)	40	不動産取引業 (68)
11	10 石油製品・石炭製品製造業 (17)	41	不動産賃貸業
12	11 プラスチック製品製造業 (18)	42	物品賃貸業 (70)
13	12 ゴム製品製造業 (19)	43	学術研究、専門・技術サービス業 (71)
14	13 鉄鋼業 (22)	44	学術・開発研究機関 (71)
15	14 非鉄金属製造業 (23)	45	学術・技術サービス業 (72, 74)
16	15 金属製品製造業 (24)	46	学術・技術サービス業 (73)
17	16 電気機械器具製造業 (29)	47	学術・技術サービス業 (74)
18	17 その他機械器具製造業 (25, 26, 27, 28, 30, 31)	48	学術・技術サービス業 (75)
19	18 その他製造業 (20, 21, 32)	49	学術・技術サービス業 (76, 77)
20	電気・ガス・熱供給・水道業	50	学術・技術サービス業 (78)
21	20 電気業 (33)	51	学術・技術サービス業 (79)
22	21 ガス業 (34)	52	学術・技術サービス業 (80)
23	22 熱供給業 (35)	53	学術・技術サービス業 (81)
24	23 水道業 (36)	54	学術・技術サービス業 (82, 83, 84, 85, 86, 87, 97, 98, 99)
25	24 通信業 (37)		
26	25 放送業 (38)		
27	26 情報サービス業 (39)		
28	27 その他情報通信業 (40, 41)		
29	28 運輸業 (42, 43, 44, 45, 46)		
30	29 その他関連業 (47, 48, 49)		
	30 各種商品卸売業 (60)		
	衣服・飲食料・建築材料・機械器具等卸売業 (51, 52, 53, 54)		

※カッコ内の数字は日本標準産業分類の中分類を参考のため記載している